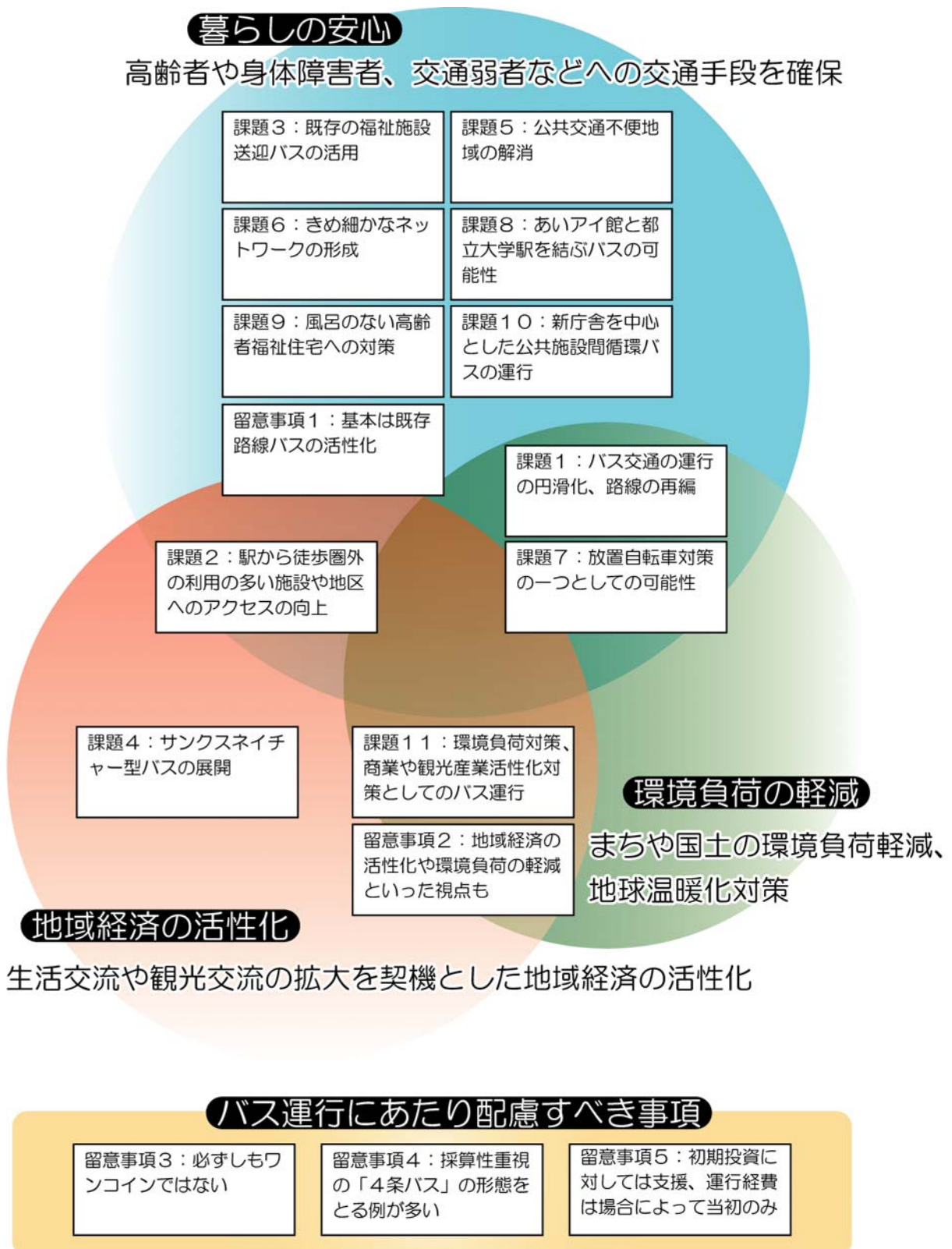


第2 コミュニティバス導入検討の基本的考え方

1 課題のまとめ

これまで掲げた課題や留意すべき事項を整理すると、既存バスも含めたコミュニティバス導入検討にあたっての視点として「暮らしの安心」、「地域経済の活性化」、「環境負荷の軽減」の3つが挙げられる。

図 2.1 課題のまとめと、バス導入にあたっての3つの視点

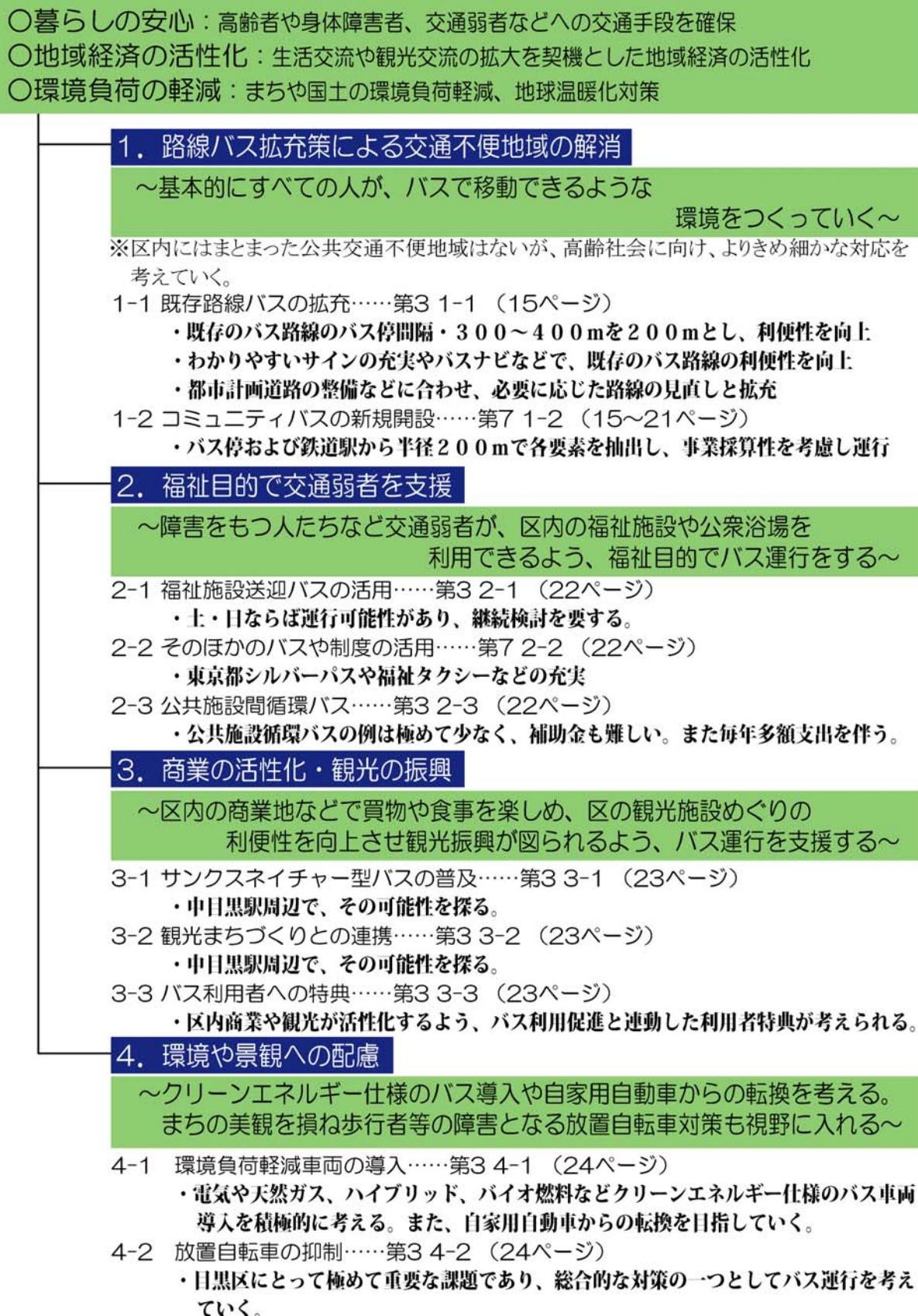


2 コミュニティバス導入検討の基本的考え方

(1) 3つの視点からの基本的な考え方

前項、課題のまとめのうち、「3つの視点」から、目黒区におけるコミュニティバス導入検討にあたっての基本的考え方を設定する。

図 2.2 3つの視点からの基本的考え方



(2) 公的関与のあり方

「バス運行に配慮すべき事項」を踏まえ、目黒区におけるコミュニティバス導入にあたっての公的関与のあり方を設定する。

表 2.1 コミュニティバス導入時における目黒区の関与のあり方

項目	内容
交通不便地域 解消型	<ul style="list-style-type: none">導入目的と区民ニーズを明らかにした上で、公共性や事業採算性などを踏まえ、効果があると認められた場合に、実施する。実施にあたっては以下のような措置をとる。<ul style="list-style-type: none">運賃は一般路線バスと比較し、相当額を徴収する。コミュニティバスの運行主体・形態は、乗合バス事業者による乗合バス事業「4条バス」を基本とする。「初期投資」に対して、既存の補助制度を活用して支援する。「運行経費」に対して、既存の補助制度を活用して支援する。したがって、運行経費への支援期間は運行開始日から2～3年とする。バス利用促進のための側方支援を行う。
福祉目的型	<ul style="list-style-type: none">福祉目的などの特別の場合で運行する必要性が生じた時は、公共性を踏まえ、以下のような措置をとる。<ul style="list-style-type: none">運賃は徴収しないことを基本とする。コミュニティバスの運行主体・形態は、貸切バス事業者による乗合バス事業「21条バス」を基本とする。財政的支援は、運賃徴収しないため補助制度は活用できない。したがって、「初期投資」と「運行経費」について全面的継続的に目黒区負担となる。